

平成 29 年 12 月 15 日

正 会 員 各 位

一般社団法人 東京都作業療法士会  
選挙管理委員長 早坂 友成

公 示

定款第 10 条に基づく代議員の選挙を下記の通り公示する。

記

1. 区割りの定数（計 6 区、代議員 33 名）

第1区：5名

区西南部：目黒区・渋谷区・世田谷区

区西部：新宿区・中野区・杉並区

第2区：5名

区西北部：豊島区・練馬区・北区・板橋区

第3区：5名

区東北部：荒川区・足立区・葛飾区

区東部：墨田区・江東区・江戸川区

第4区：5名

区中央部：千代田区・港区・中央区・文京区・台東区

区南部：品川区・大田区

島しょ部：大島町・八丈町・利島村・新島村・三宅村・神津島村・御蔵島村・小笠原村・青ヶ島村

第5区：7名

北多摩西部：立川市・昭島市・国分寺市・国立市・東大和市・武蔵村山市

北多摩南部：武蔵野市・三鷹市・府中市・調布市・小金井市・狛江市

北多摩北部：小平市・東村山市・西東京市・清瀬市・東久留米市

第6区：6名

西多摩：青梅市・福生市・羽村市・あきる野市・瑞穂町・日の出町・奥多摩町・檜原村

南多摩：八王子市・町田市・日野市・多摩市・稲城市

2. 選挙人と被選挙人

(1) 選挙人

代議員選挙に投票できる選挙人は正会員とする。

選挙人は、自分の所属の区でのみ投票ができる。

(2) 被選挙人

代議員選挙に立候補できる被選挙人は正会員とする。

被選挙人は、自分の所属の区でのみ立候補ができる。

(3) 所属の区

選挙人と被選挙人の所属の区は、平成 29 年 12 月 15 日現在で一般社団法人東京都作業療法士会に登録されている「所属ブロック」に基づいて決定する。

(4) 郵便物の配達先

代議員選挙に関する郵便物の配達先は、平成 29 年 12 月 15 日現在で一般社団法人東京都作業療法士会に登録されている勤務先住所（自宅会員は自宅住所）とする。

3. 立候補の届出について

(1) 届出する書類

立候補する者は、代議員選挙立候補届を選挙管理委員長へ提出すること。その際に、不備のある場合は受理をしないものとする。

立候補届の様式は、都士会ホームページより各自がダウンロードして入手する。

(2) 宣伝文

- ・ 立候補者は選挙管理規程第 12 条により宣伝を行なうものとする。
- ・ 代議員選挙と無関係な内容であると選挙管理委員長が判断した場合は削除することがある。
- ・ 書式の指定 … ワードで作成、400 字以内（句読点や記号を含む）。

400 字を超えた場合は、超えた部分を自動的に削除する。

(3) 送付方法と送付するもの

送付にあたっては配達状況を追跡できる郵送物とし、①～③を同封すること。

※ 配達状況を追跡できる郵送物とは簡易書留やレターパック等を指す。

レターパックライト（360 円）は郵便を扱うコンビニエンスストアでも購入可能。

- ① 代議員選挙立候補届（自書及び捺印のこと）
- ② 平成 29 年度東京都作業療法士会会員証の写し（又は年会費振込み受領証の写し）
- ③ 宣伝文（A4 用紙、400 字以内）

(4) 立候補届の送付先

〒160-0022 東京都新宿区新宿 5-4-1 新宿 Q フラットビル 501

一般社団法人東京都作業療法士会 選挙管理委員長 早坂友成 宛

※「選挙立候補届在中」と朱書きの上、書留郵便で郵送のこと

(5) 届出の受付期間

平成 29 年 12 月 1 日～平成 30 年 1 月 26 日まで。当日消印有効とする。

(6) 受付期間中の受理結果(中間)について

都士会ホームページにおいて、平成 29 年 2 月 1 日付けの告示として掲載する。

4. 投票選挙について

(1) 選挙告示

- ・ 立候補者と投票の有無に関する告示を、平成 30 年 2 月 17 日(予定)に都士会ホームページにも掲載する。
- ・ 立候補者が定数と一致した区は、立候補者全員を無投票当選とし、投票は行わない。

- ・ 立候補者が定数未満であった区では、選挙管理委員長はその区へ定数を満たすまでの推薦候補者の擁立を依頼することができる。
- ・ 推薦候補者がなかった区または推薦候補者を含めても定数未満であった区は、立候補者と推薦候補者の全員を無投票当選とし、投票は行わない。

(2) 選挙の方法

- ・ 正会員による直接無記名投票とする。
- ・ 選挙権のある正会員には、投票用紙と返信用封筒を事前に郵送する。

(3) 投票期間

平成 29 年 3 月 9 日(木)正午 ～ 平成 29 年 3 月 19 日(月)正午

以上

代議員選挙に関する問い合わせ先

選挙管理委員長 早坂 友成

メールアドレス：東京都作業療法士会ホームより送信

# 東京都作業療法士会 代議員選挙区割



## <選挙区：代議員数 33 名>

### 第1区：5名

区西南部：目黒区・渋谷区・世田谷区  
区西部：新宿区・中野区・杉並区

### 第2区：5名

区西北部：豊島区・練馬区・北区・板橋区

### 第3区：5名

区東北部：荒川区・足立区・葛飾区  
区東部：墨田区・江東区・江戸川区

### 第4区：5名

区中央部：千代田区・港区・中央区・文京区・台東区  
区南部：品川区・大田区  
島しょ部：大島町・八丈町・青ヶ島村・小笠原村・神津島村・利島村・新島村・御蔵島村・三宅村

### 第5区：7名

北多摩西部：立川市・昭島市・国分寺市・国立市・東大和市・武蔵村山市  
北多摩南部：武蔵野市・三鷹市・府中市・調布市・小金井市・狛江市  
北多摩北部：小平市・東村山市・西東京市・清瀬市・東久留米市

### 第6区：6名

西多摩：青梅市・福生市・羽村市・あきる野市・瑞穂町・日の出町・奥多摩町・檜原村  
南多摩：八王子市・町田市・日野市・多摩市・稲城市

選挙様式 1

代議員選挙候補届出

候補者氏名		性別	男・女
勤務先施設名			
勤務先所在地			
予備代議員となる意思	有	・	無

推薦届出者 所属 氏名 印

推薦届出者 所属 氏名 印

推薦届出者 所属 氏名 印

上記のとおり立候補の届出をします。

年 月 日

氏 名 印

一般社団法人 東京都作業療法士会 選挙管理委員会

委員長 様

選挙様式2

代議員選挙候補者推薦届出

候補者氏名		性別	男・女
勤務先施設名			
勤務先所在地			

上記のとおり、本人の承諾書を添えて推薦の届出をします。

年 月 日

推薦届出者 所属 氏名 印

推薦届出者 所属 氏名 印

推薦届出者 所属 氏名 印

一般社団法人 東京都作業療法士会 選挙管理委員会

委員長 様

---

選挙様式3

代議員候補者推薦届出承諾書

年 月 日 執行の代議員選挙における候補者となることを承諾します。

補欠代議員となる意思 有 ・ 無

年 月 日

所属 氏名 印

推薦者届出代表

様

選挙様式2

代議員選挙候補者推薦届出

候補者氏名		性別	男・女
勤務先施設名			
勤務先所在地			

上記のとおり、本人の承諾書を添えて推薦の届出をします。

年 月 日

推薦届出者 所属 氏名 印

推薦届出者 所属 氏名 印

推薦届出者 所属 氏名 印

一般社団法人 東京都作業療法士会 選挙管理委員会

委員長 様

---

選挙様式3

代議員候補者推薦届出承諾書

年 月 日 執行の代議員選挙における候補者となることを承諾します。

補欠代議員となる意思 有 ・ 無

年 月 日

所属 氏名 印

推薦者届出代表

様

# 一般社団法人 東京都作業療法士会 選挙管理規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この選挙管理規程は、定款に規定する代議員選挙及び役員を選任について必要な事項を定める。

### (選挙管理委員会の設置)

第2条 定款第8条の代議員選挙及び第20条の役員選任を行うため、選挙管理委員会を置く。

### (選挙管理委員会の構成)

第3条 選挙管理委員会は、役員以外の正会員4名により構成する。

2 委員長は理事会の承認を経て会長が委嘱し、委員は委員長が委嘱する。

3 代議員選挙に立候補した委員は、その資格を失う。この場合、欠員を補充しなければならない。

### (規程の変更)

第4条 この規程の変更は、選挙管理委員会の審議を経て理事会の議決を得なければならない。

## 第2章 代議員選挙

### (選挙区の区割り)

第5条 選挙区の区割りは、二次保健医療圏を基準に単独若しくは複数合わせたものとし、理事会で定める。

2 区割りは、二次保健医療圏の変更や会員数の動向などに伴い、必要に応じて見直すものとする。

3 区割りは、ブロックの区割りと共有するものとする。

### (正会員の所属)

第6条 正会員の所属する選挙区は、勤務地の住所を基準とする。

2 次の正会員は、自宅住所を基準とする。

(1) 自宅会員として登録している者

(2) 就業しているが、自宅会員で登録したまま変更手続をしていない者

(3) やむを得ない事由を有する者

### (定数)

第7条 代議員の定数は、選挙区毎に定めるものとし、定款第8条第2項に規定する正会員80名の中から1名の割合とする。端数が出た場合、40名以上は切り上げ、39名以下は切り捨てとする。

2 定数を定めるための正会員数は、公示日の7日前の日を基準とする。



(選出)

第8条 選挙区に配分された定数に対し、当該選挙区に所属する立候補者において選挙を行う。

- 2 選挙権は、当該選挙区に所属する正会員のみとする。
- 3 選挙権及び被選挙権を行使できる所属選挙区は、公示された日を基準とする。

(公示等)

第9条 選挙管理委員会は、投票日の60日以前に、選挙期日、選挙すべき代議員の定数及び立候補の受付期間を公示し、立候補を受け付けなければならない。ただし、立候補の締切日は投票日の40日前とする。

- 2 郵送による立候補の届出は、締切日までの消印があるものを有効とする。

(立候補の届出)

第10条 立候補する正会員は、期日までに所定の様式にて選挙管理委員長へ届け出なければならない。

また落選した際、定款第10条における補欠代議員となるか否かの意思表示を同時に行うものとする。

- 2 自薦・他薦を問わず推薦者3名を必要条件とし、推薦者は、複数の立候補者を推薦できないものとする。
- 3 自薦による立候補の場合、別記様式1に準じて作成するものとする。
- 4 他薦による立候補の場合、別記様式2及び本人承諾書としての別記様式3にそれぞれ準じ、推薦者代表が作成するものとする。

(届出受理証の発行)

第11条 選挙管理委員会は、第10条による届出に対し、届出受理証を発行しなければならない。その文書は別記様式4に準じて作成するものとする。

(選挙運動)

第12条 選挙管理委員会は、候補者の氏名、意見、補欠代議員の意思表示等を掲載した選挙公報を1回発行しなければならない。

- 2 候補者は、選挙公報への掲載文を文書で選挙管理委員会に申請しなければならない。

(投開票等)

第13条 投票用紙は複数記号様式とし、事前に送られた用紙を指定期日までに郵送しなければならない。

- 2 投票期間は、その都度選挙管理委員会が定めるものとし、最終日までの消印があるものを有効とする。
- 3 開票に際し、立会人2名を置く。立会人は、選挙管理委員長が指名する。

(有効投票数)

第14条 有効投票数は、投票総数の3分の2以上なくてはならない。

- 2 次の投票は無効とする。
  - (1) 白票（誰にも投票しない）
  - (2) 誤った記載をしたもの
  - (3) 不正な手段を用いて投票したもの

(当選人の確定)

- 第15条 当選人は、当該選挙区の定数において、得票数の多い者より順次定める。
- 2 当選人を決めるにあたり得票数が同じであるときは、選挙管理委員会によるくじで定める。
  - 3 立候補者数が定数と一致若しくは欠員となる選挙区の候補者は、無投票当選とする。

(欠員の補充)

- 第16条 欠員を生じる選挙区は、他選挙区で非当選人となった者を候補者として補充することができる。
- 2 欠員の補充であっても定数を満たさない場合、無投票当選とする。
  - 3 非当選人の総数が欠員の総数を超えた場合、得票数の多い非当選人より順次補充するものとする。

(補欠代議員)

- 第17条 第10条第1項により、落選した者であって当人の意思表示がある場合、定款第10条に規定する選挙を経たものとし、補欠代議員に選任できるものとする。
- 2 選挙後、代議員に欠員を生じた場合、得票数の多い補欠代議員より順次補充するものとする。その上で更に欠員を生じた場合、総会の議決により補充することができる。

(規程違反)

- 第18条 この規程に違反があったと選挙管理委員会が判断した場合、その違反者は選挙前にあつては立候補の権利を喪失し、当選後にあつては代議員の権利を喪失する。
- 2 規程違反により生じた欠員は、前条の規定により補充されるものとする。

(補欠選挙)

- 第19条 前条までの規程により選出された代議員が定数の5分の4に達しないときは、ただちに補欠選挙を行う。
- 2 補欠選挙の方法は、前条までの規程を準用するものとする。

### 第3章 役員選任等

(役員選挙の管理)

- 第20条 役員を選任において、候補者が定数を超えた場合、選挙を行うものとする。
- 2 選挙管理については、選挙管理委員会が行うものとし、投開票は役員以外の正会員を2名以上加えて行うものとする。
  - 3 選挙の開催は、理事会運営に支障がないよう、代議員選任後すみやかに行うものとする。

(役員を選出)

- 第21条 役員は、代議員の中から選出されるものとし、選挙は全ての代議員により行われる。
- 2 理事の定数は、定款第19条第4号に規定する11名以上18名以内とし、その範囲内で当該選挙における定数を理事会で定める。候補者が定数を超えた場合、総代議員が定数と同数の投票権を有し、得票数の多

い順で定める。しかし、候補者が定数以下の場合、無投票当選とする。

- 3 監事の候補者が定数2名を超えた場合、総代議員が各2個の投票権を有し、得票数の多い順で定める。しかし、候補者が定数の場合、無投票当選とする。
- 4 選挙に出席できない代議員は、別の代議員に表決を委任することができる。この場合、選挙管理委員長に対し、署名押印した委任状を届け出なければならない。委任状がない場合は、投票権を無効とする。

#### (三役選挙の管理)

第22条 三役である会長・副会長・事務局長は、理事の中から選出されるものとし、いずれも定数の場合、無投票での選任とする。しかし、候補者が複数若しくは定数を超えた場合、理事会において選挙を行うものとする。

- 2 選挙管理及び運営については、監事が行うものとする。
- 3 投票は全ての理事により行うが、やむを得ない事由によりできない場合はその限りではない。しかし、他の理事に表決を委任することはできないものとする。
- 4 三役の選挙は原則同時に行うものとし、理事会運営に支障がないよう、役員選任後すみやかに行わなければならない。

#### (会長の選出)

第23条 会長候補者が複数の場合、各理事が1個の投票権を有し、得票数の多い者を定める。

- 2 候補者が3人以上の場合、1回目の得票の上位2名による決選投票で決する。

#### (副会長の選出)

第24条 副会長の候補者が4人以上の場合、各理事が2個の投票権を有し、得票数の多い順で定める。

- 2 会長は、副会長を選出する権利を有しない。

#### (事務局長の選出)

第25条 事務局長の候補者が複数の場合、各理事が1個の投票権を有し、得票数の多い者を定める。

- 2 会長は、事務局長を選出する権利を有しない。

(附則) この規程は、平成29年12月15日から施行する。